

CRAZY クラブチーム規約

第1条 名称

日本ソフトボール協会・兵庫県高砂協会加盟のCRAZYと称す。

第2条 事務局

原則として代表宅、兵庫県姫路市*****に置く。

第3条 目的

- ①身体と精神を鍛え、健康で明るく、地域の模範となる選手を育成する。
- ②人格を高め、ソフトボールの技術を向上させ、夢を現実できるよう努力する。

第4条 活動

- ①練習・試合は原則として日曜日に行う。
- ②チームが主催する大会【CRAZY杯】を毎年1回、開催する。
- ③協会主催の大会に積極的に参加する。
- ④その他、目的達成に必要と認められる活動・行事を行なう。

第5条 組織

- ①社会人・大学生の男女で構成する。
- ②日本ソフトボール協会定款に基づき、代表・副代表・監督・コーチ・マネージャー・選手（11名以上）で構成する。

第6条 役員

(1)CRAZYの役員とは次の者という。

代表・副代表・会計・監督・マネージャー

- ①役員は前役職者の推薦により、役員会において選任される。

(2)任務

- ①チームのスムーズな運営と強化を図る
- ②チームに関わる重大事項を審議、決定する。
- ③上記の事項を遂行する為、代表が招集して適宜、役員会を開催する。

(3)任期

任期を設けない。

(4)辞任

退団の最低6ヶ月前に各役員へ報告し、本人が抱える任務・業務・懸案

事項の処理・引き継ぎを行い、チーム運営に支障を起こさない様にする。

第7条 会費

(1)入団

- ①他のソフトボールチームとの掛け持ち認めない。
- ②入団時には下記の費用を要し、滞ることなく入金する事。

入団金 10,000円

会費 3,000円(月×12)

遠征費 その都度掛る費用を招集する。

(2)退団

- ①選手はいかなる場合も事前に監督へ申し出、監督は速やかに代表・副代表に報告する。
- ②第7条(1)-①に定める費用を理由なく滞納(6ヶ月以上)された場合役員会で審議した上、退団を命ずる。
- ③チームに対して著しく傷つけ、多大な迷惑・不利益を及ぼす行為を行った場合、役員会で審議した上、退団を命ずる。

第8条 会計

- ①会計は、入団金・会費・遠征費・その他協賛金を管理し、また支出監理を行う。
- ②会計による物品購入や特別出費については事前に代表の承認を必要とする。
- ③会計報告は毎年12月成績発表・忘年会において会計役員から行う。

第9条 厳禁事項

- ①チーム役員への誹謗中傷。
- ②監督・コーチへの批判。特に育成・戦略・戦術に関する誹謗。
- ③他チームに関する批判・誹謗。
- ④暴力行為。(ラフプレイ)など。
- ⑤グラウンド内での喫煙・飲酒・飲食。
- ⑥インターネットなどで他チームや個人に対して誹謗中傷の書き込み。
- ⑦悩みや思案をひとりではない。

第10条 規約改正

この規約は役員・選手の過半数の同意をもって改正することができる。

平成23年1月1日施行

附則

①チーム役員は次の者とする

代 表	兵庫県姫路市*****	坂本光平
副代表	兵庫県姫路市*****	本庄智一
会 計	兵庫県姫路市*****	山田孝徳

②役員は平成23年1月1日より就任する。